

お 知 ら せ

平成28年7月22日

東北電力株式会社

女川原子力発電所2号機警報発生事象に対する 女川原子力規制事務所からの指導文書の受領について

当社は、本日、原子力規制庁女川原子力規制事務所（以下、「規制事務所」という。）より、女川原子力発電所2号機における「原子炉建屋上部水平方向地震加速度大トリップ」※1の警報発生事象を受け、「手順の検討およびそのレビュー等が不足すること起因する事象の再発防止を徹底するため、安全上重要な設備の復旧作業に係る作業管理の改善を図ること」との指導文書を受領いたしました。

当該事象が発生した女川2号機では、原子炉格納容器圧力逃がし装置（フィルタベント系）※2の設置工事に伴い、原子炉建屋に設置されている地震計のケーブルが干渉する可能性があったことから当該ケーブルを撤去するため、地震計を停止しておりました。

当該個所のケーブルの復旧作業が終了したことを受け、平成28年7月8日、地震計を復旧したところ、当該警報が発生しました。原因は、地震計を通常状態に復帰させるための地震計本体にあるボタン（復帰ボタン）を押さないまま復旧したために発生したものです。

本事象により警報が発生したものの、機器の動作はありませんでした。

なお、女川2号機の原子炉は停止中で原子炉内の燃料は全て取り出しており、本事象による発電所設備への影響、ならびに発電所周辺への放射能の影響はありませんでした。

今後、上記の原因を踏まえ作業手順等の改善や、教育の充実等の対策を進めていくこととしております。

当社は規制事務所より受領した指導文書を重く受け止め、再発防止対策を確実に実施することで、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以 上

※1：地震計が原子炉を自動停止させる設定値以上の揺れ（水平方向）を感知した場合に発生する警報。

※2：原子炉格納容器の過度な圧力上昇に伴う破損を防止するために、格納容器内の蒸気を大気中に放出して圧力を低減させる際、万一、炉心が損傷した場合においても、フィルターを介して放射性物質の放出量を大幅に抑制する設備。

（別紙）

女川2号機「原子炉建屋上部水平方向地震加速度大トリップ」警報発生事象の概要